

(様式第7号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業変更報告書

令和6年3月19日

長野県知事 阿部 守一 様  
(佐久市長 柳田 清二 様)

住 所：長野県飯山市大字飯山2652番地3  
名 称：合同会社F S P S八風  
氏 名：代表社員 一般社団法人長野地域エナジー  
職務執行者 高山 知也

長野県環境影響評価条例第31条第1項（長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項）の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業
変更しようとする内容	変更前	事業の規模 約54.01 ha 他 (詳細は別紙のとおり)
	変更後	事業の規模 約54.27 ha 他 (詳細は別紙のとおり)

F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業

事業実施区域及び土地利用計画に係る変更について

# 事業実施区域及び土地利用計画に係る変更について

## 1. 変更の経緯

本事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を令和4年12月に提出した後、追加で土地を取得できたことから、工事に伴い発生した巨石を置く施設用地として、事業実施区域及び土地利用計画の変更を行うこととした。

## 2. 変更の内容

事業実施区域及び土地利用計画の変更を行うにあたり、事業計画について次のような変更が生じる。

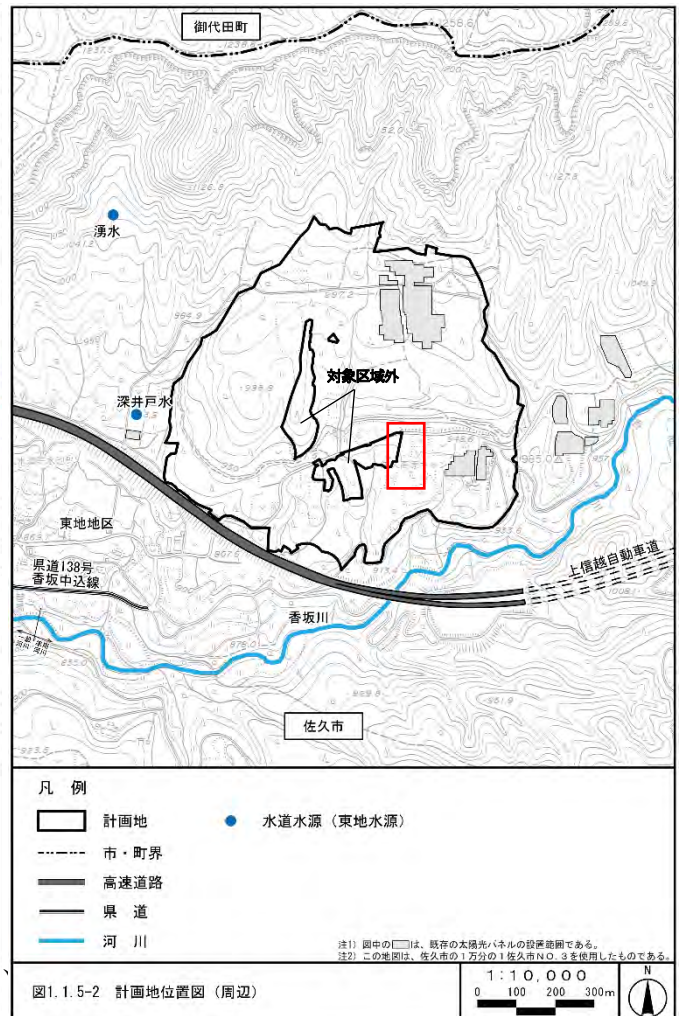
- ・計画地位置図ならびに事業の規模（土地境界変更、用地追加）
- ・現況立木植生範囲（土地境界変更、用地追加）
- ・土地利用計画（施設用地の追加）
- ・立木伐採計画（伐採範囲の追加）

(1) 計画位置図ならびに事業規模の変更  
変更箇所を①に赤色で示す。

【 変更前 】



【 変更後 】



前頁、計画地位置図に示した①の増加により面積は、約540,059㎡から約542,659㎡に変更となった。  
 ①の面積ならびに変更理由について以下に示す。

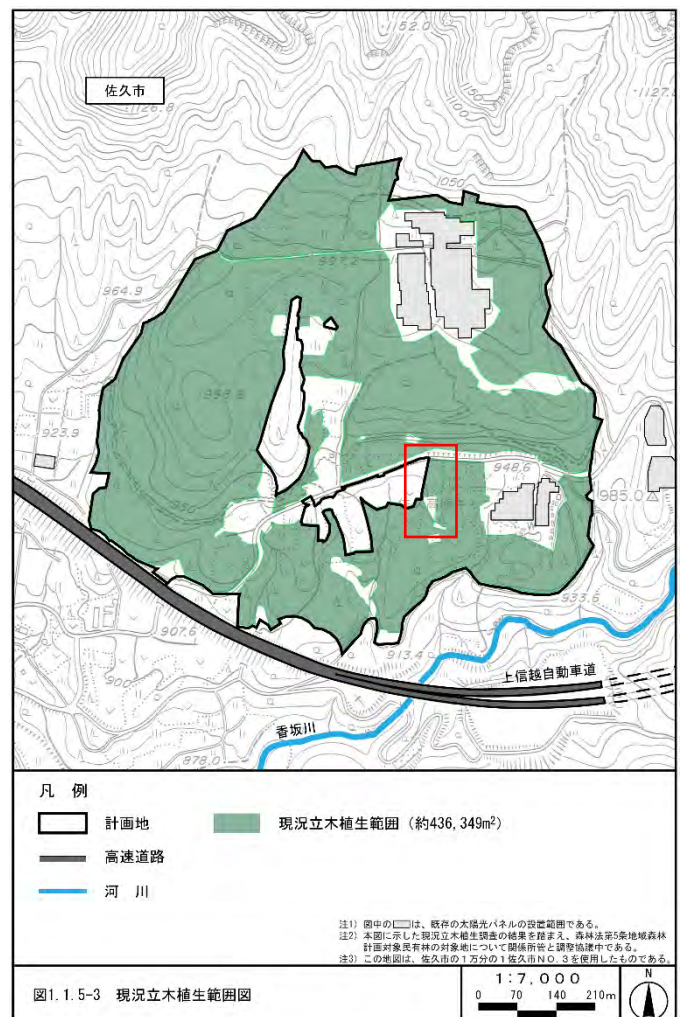
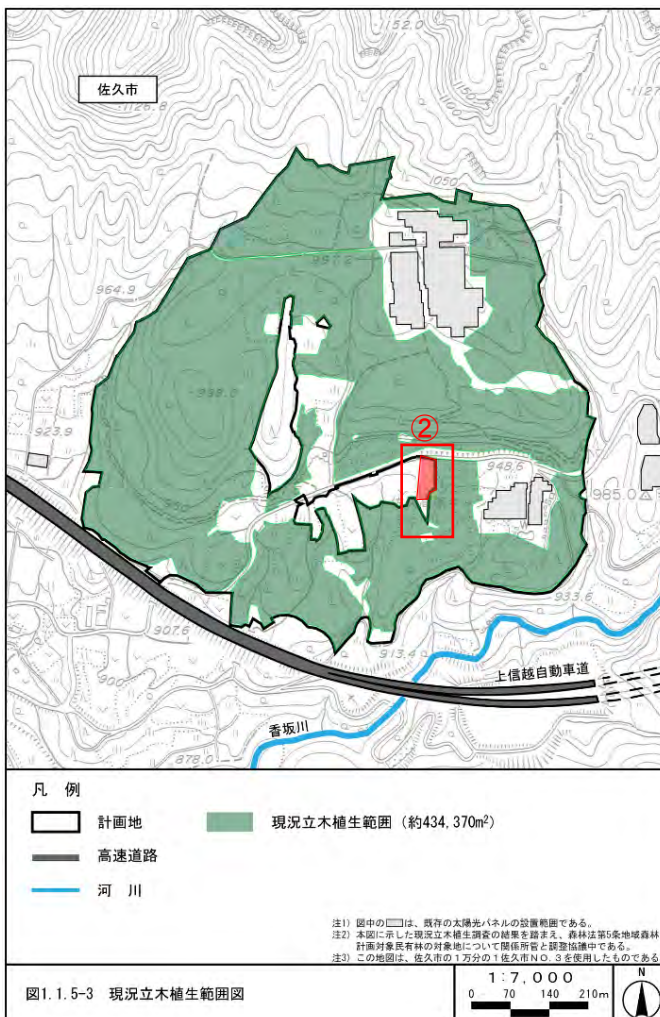
変更前	変更後	増 減	変更理由
約 54.01 ha	約 54.27 ha	約 0.26 ha	
(詳 細) 540,059 ㎡	542,659 ㎡	①2,600 ㎡	地権者からの用地取得による追加

(2) 現況立木植生範囲の変更

変更箇所のうち、森林法第5条森林計画対象民有林の対象地に該当する部分を②に赤色で示す。

【 変更前 】

【 変更後 】





前頁、現況立木植生範囲図に示した②の増加により、面積は約 434,370 m<sup>2</sup>から約 436,349 m<sup>2</sup>に変更となった。②の面積ならびに変更理由について以下に示す。

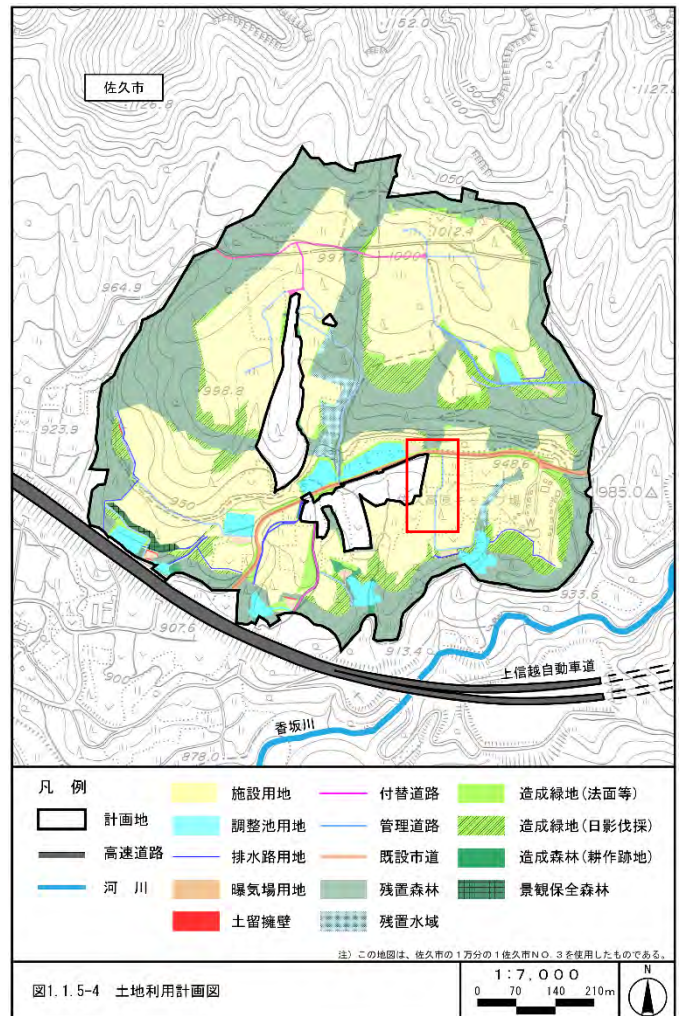
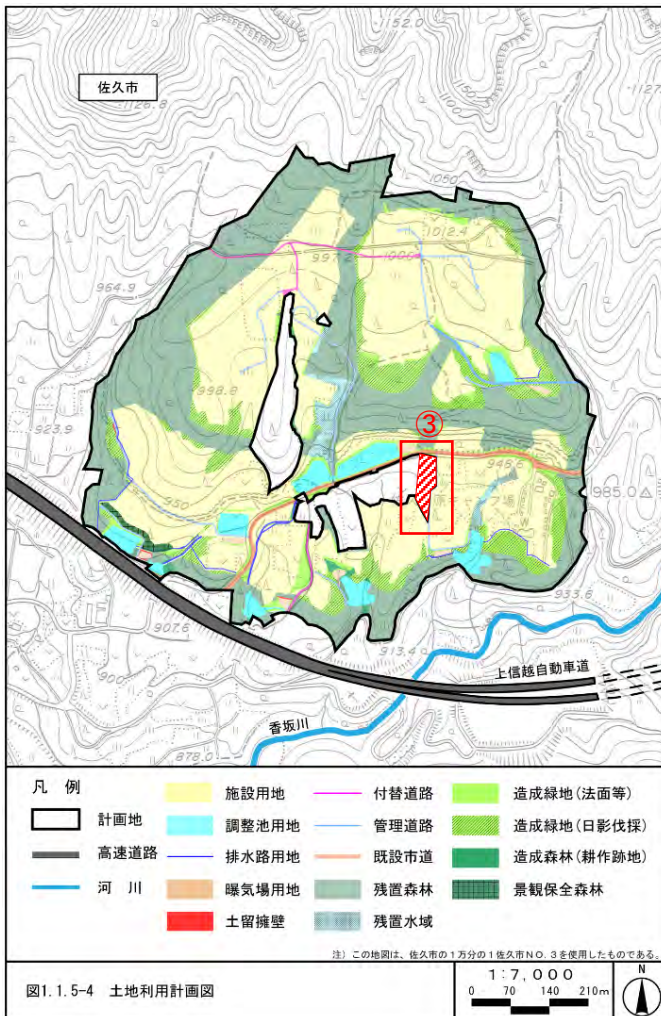
変更前	変更後	増 減	変更理由
434,370 m <sup>2</sup>	436,349 m <sup>2</sup>	②1,979 m <sup>2</sup>	①取得用地のうち5条森林部分

### (3) 土地利用計画図の変更

施設用地の追加箇所を③に赤色斜線で示す。地権者からの用地取得分については、造成は行わないものの伐採を行い、工事に伴い発生した巨石を置く施設用地としての土地利用を計画している。土地利用計画面積の変更の詳細について、次頁に示す。

【 変更前 】

【 変更後 】



## 【変更前】

表1.1.5-2(1) 土地利用計画

区分	面積 (ha)	比率 (%)
施設用地 (太陽光パネル用地) 注1)	約 25.12	約 46.5
調整池用地	約 1.77	約 3.3
排水路用地注2)	約 0.14	約 0.3
曝気場用地注3)	約 0.25	約 0.5
土留擁壁	約 0.02	約 0.1
付替道路	約 0.24	約 0.4
管理道路	約 0.78	約 1.4
既設市道	約 0.55	約 1.0
造成緑地 (法面等)	約 1.47	約 2.7
造成緑地 (日影伐採) 注4)	約 3.89	約 7.2
造成森林注5)	約 0.21	約 0.4
景観保全森林注6)	約 0.18	約 0.3
残置森林	約 18.76	約 34.7
残置水域注7)	約 0.63	約 1.2
合計	約 54.01	100.0

注1) 施設用地 (太陽光パネル用地) には、既設発電所用地 (約3.6ha) が含まれる。

注2) 排水路用地は、新設する水路の用地である。

注3) 曝気場用地は、調整池の浚渫土砂等を曝気するための用地である。

注4) 造成緑地 (日影伐採) は、太陽光パネルへの日照確保のために森林を伐採し、切株や森林土壌を存置する部分である。

注5) 造成森林は、耕作跡地に現地に適合した在来種を植栽する部分である。

注6) 景観保全森林は、施設用地 (太陽光パネル用地) 等が見えにくいよう、樹林を残したうえ、下層がまばらなところに地域個体の低木を植栽し、遮へい効果を高める部分である。

注7) 残置水域は、現状で森林がないため残置森林には区分できないものの、沢 (細流) と一体として残置する範囲である。

## 【変更後】

表1.1.5-2(1) 土地利用計画

区分	面積 (ha)	比率 (%)
施設用地 (太陽光パネル用地) 注1)	約 25.38	約 46.8
調整池用地	約 1.77	約 3.3
排水路用地注2)	約 0.14	約 0.3
曝気場用地注3)	約 0.25	約 0.5
土留め擁壁	約 0.02	約 0.0
付替道路	約 0.24	約 0.4
管理道路	約 0.78	約 1.4
既設市道	約 0.55	約 1.0
造成緑地 (法面等)	約 1.47	約 2.7
造成緑地 (日影伐採) 注4)	約 3.89	約 7.2
造成森林注5)	約 0.21	約 0.4
景観保全森林注6)	約 0.18	約 0.3
残置森林	約 18.76	約 34.6
残置水域注7)	約 0.63	約 1.2
合計	約 54.27	100.0

注1) 施設用地 (太陽光パネル用地) には、既設発電所用地 (約3.6ha)、巨石置き場などが含まれる。

注2) 排水路用地は、新設する水路の用地である。

注3) 曝気場用地は、調整池の浚渫土砂等を曝気するための用地である。

注4) 造成緑地 (日影伐採) は、太陽光パネルへの日照確保のために森林を伐採し、切株や森林土壌を存置する部分である。

注5) 造成森林は、耕作跡地に現地に適合した在来種を植栽する部分である。

注6) 景観保全森林は、施設用地 (太陽光パネル用地) 等が見えにくいよう、樹林を残したうえ、下層がまばらなところに地域個体の低木を植栽し、遮へい効果を高める部分である。

注7) 残置水域は、現状で森林がないため残置森林には区分できないものの、沢 (細流) と一体として残置する範囲である。

注8) 面積、比率は端数処理で一致しない場合がある。

※下線部は変更箇所である。

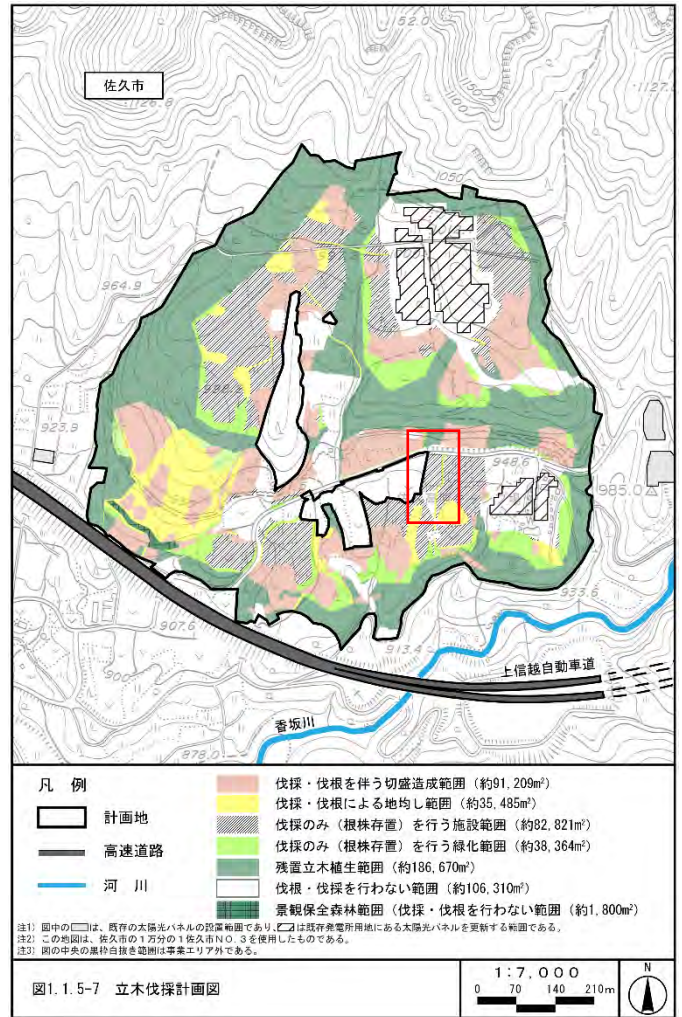
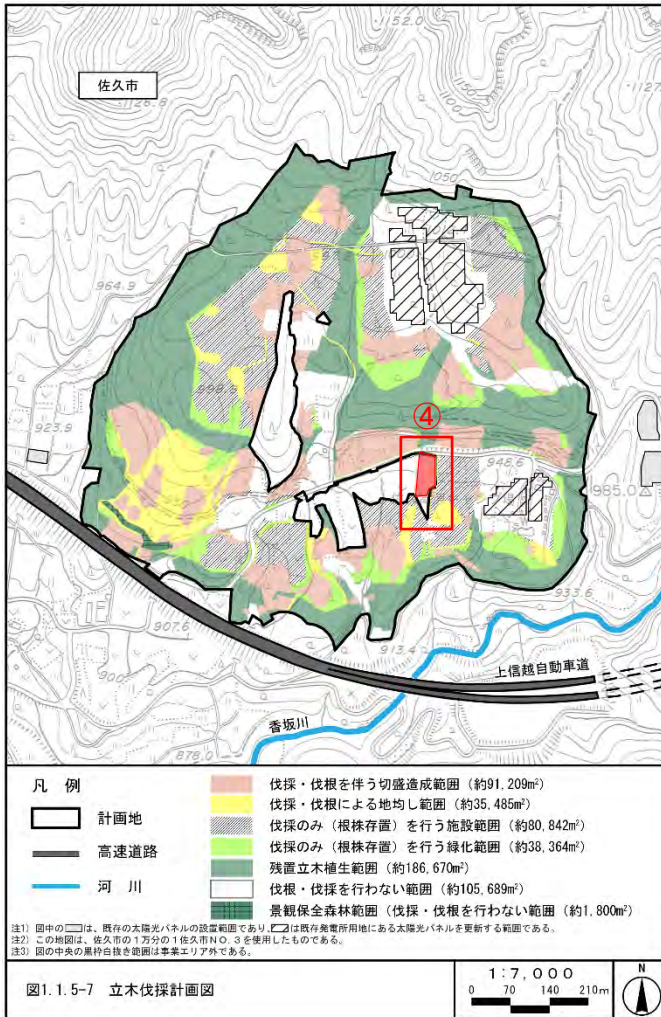


(4) 立木伐採計画図の変更

変更箇所のうち、伐採範囲の追加箇所を④に赤色で示す。森林法第5条森林計画対象民有林の対象地に該当する部分については、伐採のみを行い、それ以外の部分については、伐根・伐採を行わず現状のまま利用を行う。

【 変更前 】

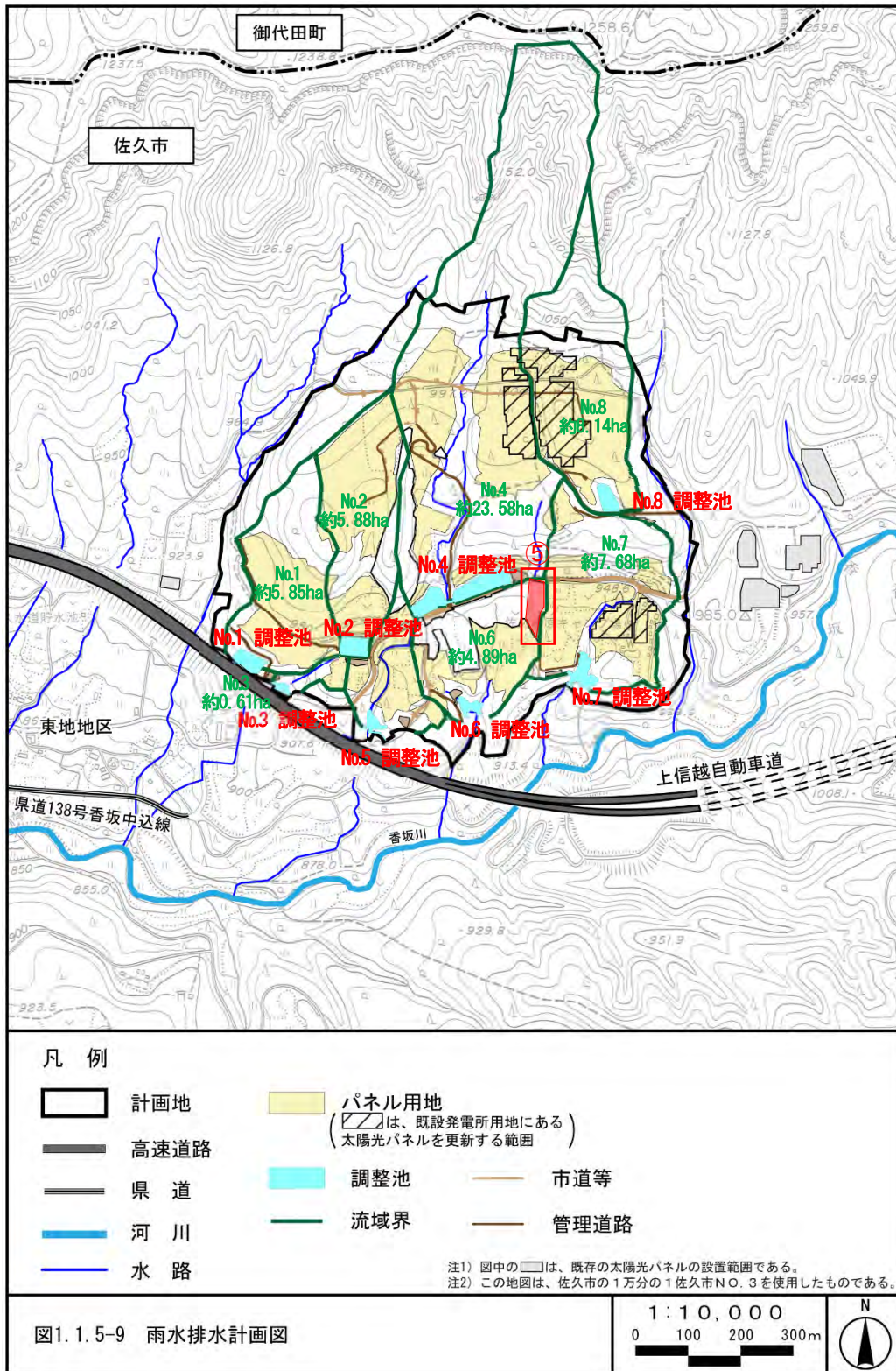
【 変更後 】



(5) その他

今回の事業実施区域及び土地利用計画の変更では、立木伐採計画図の④に示したとおり、林地を伐採し巨石を置く施設用地とするため、調整池計算の算定根拠が一部変更となる。そのため、No.6調整池容量等の再計算を行い、現行の計画に影響がないことを確認している。No.6調整池を含めた調整池の位置ならびに⑤に赤色で施設用地の追加箇所を示す。





### 3. 事業実施区域及び土地利用計画の変更に伴う環境保全措置の見直し等

事業実施区域及び土地利用計画の変更に伴い、新たに林地の伐採を行う範囲（立木伐採計画図の④の範囲）が2,000㎡程度増加するものの、予測の前提条件を著しく変化させるものではない。なお、新たに伐採を行う範囲において、注目すべき動植物の生育・生息は確認されていない。以上より、予測・評価を行った各項目について、予測・評価及び環境保全措置の見直しは行わない。



## 参 考 写 真

追加事業実施区域の現況

